

香川県条例第5号

香川県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 公共の場所又は公共の乗物において、人の<u>性的羞恥心</u>を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服の上から又は直接、人の身体に触れること。</p> <p>(2) 人の<u>性的羞恥心</u>を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する方法により行われる場合を除く。）。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに、写真機等を使用して衣服を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること。</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、公共の場所若しくは公共の乗物にいる人又は公衆に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。</u></p> <p><u>2 何人も、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、教室、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が出入りし、又は利用する場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物を除く。）にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を撮影してはならない。</u></p> <p><u>3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影してはならない。</u></p>	<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公共の場所又は公共の乗物において、人の<u>性的しゅう恥心</u>を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服の上から又は直接、人の身体に触れること。</p> <p>(2) 人の<u>性的しゅう恥心</u>を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する方法により行われる場合及び第4号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。）。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに、写真機等を使用して衣服を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。）。</p> <p><u>(4) 正当な理由がないのに、公衆が利用できる場所であり、かつ、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所の人の姿態を撮影すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、公衆に対し、人の性的しゅう恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。</u></p>

4 何人も、第1項第2号若しくは第3号又は前2項の規定により禁止される撮影のために、写真機等を向け、又は設置してはならない。

(嫌がらせ行為の禁止)

第11条 略

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2)～(4) 略
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項に規定する電子メールの送信等をいう。）をすること。
- (6)・(7) 略
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

(嫌がらせ行為の禁止)

第11条 何人も、正当な理由がないのに、同一の者に対し、著しい不安又は迷惑を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定する感情を充足する目的で行われる行為を除く。）を反復して行ってはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2)～(4) 略
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
- (6)・(7) 略
- (8) その性的しゅう恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的しゅう恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。